

都市税財源の充実強化に関する決議

今日の地方財政は、地方創生への取組をはじめ、子ども・子育て等福祉・医療・教育の充実、公共施設等インフラの整備、更には防災・減災対策など、果たすべき役割がこれまで以上に拡大し、それに必要となる財政需要は増加する一途にある。

都市自治体においては、これまでも徹底した行財政改革に取り組んできたところであるが、社会保障関係費が年々増嵩する中、地方財政を取り巻く環境は一段と厳しいものとなっている。

その一方で、経済財政諮問会議等においては、地方の基金残高の増加等をもって地方財政に余裕があるかのような議論がなされているところであるが、このような議論は地方財政の実態を踏まえていないものと言わざるを得ず、国財政の健全化を優先した地方歳出の削減は断じて容認できない。

我々都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、かつ、人口減少社会を踏まえた新たな行政課題にも的確に対応できるよう、都市税財源の充実強化を図るべきである。

(地方一般財源総額の確保等)

都市自治体においては、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて基金を積み立てているところであり、地方の基金残高が増加していることをもって短絡的に地方財源を削減しないよう強く求める。

また、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保するとともに、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うべきである。

(消費税・地方消費税率 10%への確実な引上げ)

「社会保障・税一体改革」の実現に向けた消費税・地方消費税率 10%への引上げについては、平成 31 年 10 月に確実に行うとともに、引上げ分の一部を活用するとされる社会保障を全世代型のものとするための新たな政策パッケージについては、地方行財政に大きく関わるものであることから、具体的な政策の策定に当たっては地方と十分に協議すること。

(固定資産税の安定的確保)

固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であり、市町村の行政サービスを

支えるうえで不可欠なものとなっていることを踏まえ、その安定的確保を図るとともに、平成 28 年度税制改正において創設された償却資産に係る固定資産税の時限的な特例措置については、期限の到来をもって確実に終了し、その期限までの間であっても対象範囲の拡大は断じて行うべきではない。

都市自治体においては、企業誘致や設備投資の促進等を目的とした独自の産業政策を実施しているところであり、国の経済政策は国の責任において行い、地方の基幹税を用いるべきではない。

(ゴルフ場利用税の現行制度の堅持)

ゴルフ場利用税については、税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すべきである。

(市町村の役割に応じた森林環境税の制度設計)

森林環境税（仮称）の制度設計に当たっては、その税収全額を地方の税財源にするとともに、森林整備等に係る国・都道府県・市町村の役割分担を明確にしたうえで、市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みにすべきである。

(安定的な税財源確保に向けた地方税体系の構築等)

今後、地方の自由度を拡大し、各自治体が自立した行財政運営を行っていくためには、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すべきである。

以上、国においては、都市自治体が果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化を図るよう強く求める。

以上決議する。

平成 29 年 11 月 16 日

全 国 市 長 会